

(東アジア課)

生規課長

秘

無期限

秘有記

Oct. 29/15

在韓被爆者問題（本年度分23億円の拠出の取り進めぶり）

1. 経緯

- (1) 平成2年の盧泰愚大統領訪日の際、在韓被爆者に対し、今後医療面で総額40億円の程度の支援を行う旨日本側より意図表明。これを踏まえて、平成3年度において17億円を拠出し、平成4年度においても23億円を計上。

秘密指定解除

公文書監理室

- (2) 現在、本年度分の拠出手続き中。

既に口上書等の文面については双方で合意済。但し、本件拠出金の使用のベースとなる韓国政府の被爆者対策に係る全体計画については、下記2.の通り、~~日韓双方の主張が存在。~~

2. 問題点

韓国政府の被爆者対策に係る全体計画に関して、~~下記のとおり日韓双方の主張が存在。~~

- (1) 「ガイドライン」に示す拠出金の使用目的に関するもの

(韓国側主張)

- 「ガイドライン」に示す拠出金の使用目的（治療費、健康診断費、健康福祉センターの建設費）以外に、「ガイドライン」の2項の趣旨（拠出金を持って具体的支援を行なうにあたり被爆者協会の意見を尊重する。）を弾力的解釈することは可能。（具体的には、葬祭費、基金管理財団の管理運営費としての使用を既に計画）
- 拠出金の利息は「ガイドライン」に縛られないので、被爆者個人に対し、診療補助金（医療保険料、交通費、看護費等の支援）として、現金を一律に支給することは可能。

(日本側主張)

- 拠出金の使用目的は、「ガイドライン」において明確に示されており、右以外の項目に対する拠出金の使用は、「ガイドライン」の見直しにつながるものであるところ、~~本目的に拠出金の使用が認められない現段階において、~~累次の協議を経て日韓双方の了解が得られた「ガイドライン」を見直すことは困難。
- 特に、被爆者個人に対し、診療補助金として現金を支給することは、本件拠出金が、法的根拠に基づく補償ではなく、また、ODAの枠組みにおいて実施されるものであることに鑑み、不適當。

(2) 健康福祉センターの建設に関するもの

(韓国側主張)

○取り敢えず1箇所の建設を先行させ、右の運営状況に応じ順次追加的に他のセンターも建設。

(日本側主張)

○上記センター建設への取り組みの遅延(韓国側予算措置不十分、用地取得は1箇所のみ)は、更に多くの利息を生み、ガイドラインに基づく拠出金の適正な使用に対する懸念を招く。

3. 今後の取り組み

(1) 我が方の方針

我が方として意図表明した総額40億円の残りの23億円は、本年度中に拠出する必要がある^{3/27}、上記2.の問題点の解決と拠出時期をリンクさせる^{3/27}ことにより、韓国側が主張を取り下げるとは限らず、更に、これ以上拠出が遅れることはプレス等の関心と呼ぶ結果となることに鑑み、23億円は可及的速やかに拠出^{3/27}し、プログラム実施の責任を韓国側に負わせた^{3/27}上で、韓国側が提起した問題点^{3/27}に対して取り組む^{3/27}こととする。
(注) 本

(2) 韓国側の対応

現在、在韓大が上記(1)の方針に基づき、韓国政府に対し働きかけているところ。先方は検討中。